

○西川アイプラザ使用料の減免規則

平成4年3月31日

市規則第28号

改正 平成20年2月18日市規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、西川アイプラザ条例(平成4年市条例第28号。以下「条例」という。)

第7条の規定に基づき、使用料の減額及び免除の基準を定めるものとする。

(使用料の減額又は免除)

第2条 条例第7条に規定する使用料の減額又は免除することができる場合及びその額は、別表のとおりとする。

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、西川アイプラザの使用許可申請の際に、西川アイプラザ使用料減免申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成20年市規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

西川アイプラザ使用料の減額又は免除表

順位	減額又は免除することができる場合	減額又は免除の別及びその額
1	市又は市教育委員会が主催する事業に使用するとき。	条例別表第1に定める使用料を全額免除
2	市又は市教育委員会が共催し、経費の一部を負担する事業に使用するとき。	料金に50パーセントを乗じて得た額を減額
3	市教育委員会があらかじめ認定した社会教育関係団体が行う行事に使用するとき。	料金に30パーセントを乗じて得た額を減額

備考 この表において「料金」とは、条例別表第1第1号の表に定める使用料のうち暖冷房設備の使用料及び音響・照明設備を使用し、施設職員の操作を必要とする場合の割増料金を除いたものをいう。

別記様式(第2条関係)

別記様式(第2条関係)

<p>西川アイプラザ施設使用料減免申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>岡山市長 様</p> <p style="text-align: right;">使用責任者 住所 氏名 団体又は機関名 連絡先 電話</p> <p>西川アイプラザ条例(平成4年市条例第28号)第7条の規定により、施設使用料の免除を申請します。</p>	
会議等の名称	
使用日時	年 月 日()曜日 午前 午後 時から 月 日()曜日 午前 午後 時まで
使用室名	
減免を申請する理由	<ol style="list-style-type: none">1 市又は市教育委員会が主催する事業に使用する。2 市又は市教育委員会が共催し、経費の一部を負担する事業に使用する。3 市教育委員会があらかじめ認定した社会教育団体が行う行事に使用する。